

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十三号

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「及び」を「に」に、「場合の」を「場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」に改め、同条第六項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第二条第七項及び第三条第二項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。
第十三条に次の一項を加える。

2 条例第十条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十条第三項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十六条第二項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

2 条例第二十四条第七項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第三項、第四項、第六項及び第九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。